

R5. 9. 28に開催した第1回受水事業体説明会後に受水事業体から提出された意見

No.	事業体名	1. 改定時期に関する意見と理由	2. 改定額に関する意見と理由	3. 料金改定の予定		4. その他	
1	那覇市	<p>値上げの時期を令和7年度以降に先送りしていただきたい。 県企業局が令和6年4月から値上げを実施した場合、本市では多額の費用の増が見込まれ、本市が水道料金改定を行わなかった場合は、令和6年度で赤字となってしまいます。 しかしながら、本市の水道料金改定作業には、料金算定の事務作業、那覇市上下水道事業審議会及び本市議会への説明、市民周知（6か月以上）が必要となることから、約1年半の時間を要すると考えております。 したがいまして、本市水道事業の経営への負担軽減を図る上でも改定時期を令和7年度以降に先送りして頂きたい。 → 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>段階的に値上げを行っていただきたい。 3割程度の急激な料金の値上げは、物価が高騰する中、市民生活等へ与える影響が大きい。 本市水道事業への影響としては、約12億円の費用増が見込まれます。 また、この額を本市水道料金へ転嫁した場合、一般家庭4人での使用水量を20㎡/月～30㎡/月と仮定すると約700円～約1,050円の値上げとなるのが試算されます。 一度に大幅な値上げを実施するのではなく、段階的な値上げを行うことで市民生活などへの影響を少なくして欲しい。 → 回答No.3をご確認ください。</p> <p>用水供給広域化に係る費用を総括原価に算入することには反対。 企業局が離島への用水供給を行うことは構わないが、その費用を受水費の総括原価に算入することは離島の用水供給に係る費用を本島受水事業体へ負担させることとなります。 沖縄県水道整備基本構想（おきなわ水道ビジョン）においても、「広域化の様々な方策の効果、負担等を定量的に評価し、これらを利用者、関係者に広く周知し、コンセンサスを得る事が重要となる。」とされていますが、現在、用水供給拡大については、県水道事業広域検討会においても議論中であり、各事業体での合意形成ができていないことから、受益者負担の観点から市民の理解を得ることは困難と考えます。 この様な中、企業局が離島への用水供給を行うのであれば、離島用水供給に係る費用については本島受水団体からの受水費で賄うのではなく、他の財源（離島振興として県の一般財源等）により負担すべきと考えます。 → 回答No.4をご確認ください。</p> <p>値上げ幅についても低減していただきたい。 1 資産維持費の算入額を圧縮 詳しい資料がないため、資産維持費の根拠となる項目は不明ですが、年間約32億円の資産維持費については、急激な値上げを緩和するために、当面の期間は、単年度で損失がでない程度（支障がでない範囲）の資産維持費のみの算定をお願いしたい。 2 動力費の算入を先延ばし 算定の動力費を約20億円増額し算入しているが、原因である燃料価格の高騰は一時的なものとする。また政府の補助政策なども鑑み、電気料金価格等の動向を見定めるため動力費への算入は先伸ばすことはできないか。 → 回答No.2をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	有	<p>受水事業体が、料金改定について受益者へ説明できるように、より詳細な説明資料の提供及び各受水事業体との意見交換を行って欲しい 物価高騰など県民生活へ大きな影響がある中で、受水費の大幅な値上げとなり、料金改定が必要となる受水事業体にとっては、受益者（市民・町民・村民）へより丁寧な説明が求められます。 つきましては、受益者の理解を得るためにも、より詳細な総括原価の積算資料提供（特に、用水供給拡大に伴う費用）及び受水事業体との意見交換を行って欲しい。 企業局の料金改定について受益者の理解を得られるような根拠となる資料が欲しい。 → 回答No.5、6をご確認ください。</p>
				②	改定時期	R7.4以降	
				②	改定率見込	改定率は、総括原価で算出するため正確な費用増が不明なため算出はできませんが、単純な試算での改定率は、令和4年度の料金収入程度で受水費の値上げ分を全て費用に見込んだ場合、約19%と想定します。	
2	宜野湾市	<p>先般の県企業局による受水事業体説明会において示された水道料金3割増改定の単価を用いて、本市の次年度予算を試算した結果、約3億7千万円の赤字予算となる見込みである。よって、本市においてもこの赤字解消を図るためには、現在改定作業中の経営戦略において、総括原価方式による料金改定の試算を行い、料金改定に向けた今後の作業プロセスは以下のとおりの日程が必要である。 ①料金改定に関するパブリックコメントの募集（6カ月程度） ②料金改定審議会への諮問（5回程度開催予定であるため期間は10カ月程度必要） ③料金改定審議会からの答申に基づく条例改正作業並びに議会上程作業（2カ月程度） ④改正条例議決後の新料金について広報やホームページ等での市民周知（6カ月程度） 以上、これら①～④の一連の作業期間を試算した結果、2年程度の期間が必要であると考えておりますので、県企業局の水道料金改定適用時期については、早くても令和8年4月1日からの適用を強く要望する。 → 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>県企業局が示しております3割増の料金改定が行われた場合、本市としても同程度の水道料金の改定が必要になると考えております。 しかし、現在市民は物価の高騰や電力費の値上げなどにより、多大な影響を被っております。その様な中、さらに水道料金の3割値上げは、市民生活にとっては大きな負担となるものと考えております。県企業局においては、一般会計からの繰り入れや企業債の活用など更なる財源確保に努めて頂き、値上げ幅の縮小に向けて再度の検討を強く要望する。 → 回答No.2をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	未定	<p>今回の県企業局の増額改定に対応するためには、問1でも述べたとおり、約2年の作業期間を要する事から、新料金の適用時期の丁寧な説明と相応の準備期間を設定して頂きますよう強く要望致します。</p>
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
③	直近の改定時期	H23.4					
	改定率	-6.90%					
③	直近の改定時期	H5.10					
	改定率	21.42%					

R5. 9. 28に開催した第1回受水事業体説明会後に受水事業体から提出された意見

No.	事業体名	1. 改定時期に関する意見と理由	2. 改定額に関する意見と理由	3. 料金改定の予定		4. その他	
3	浦添市	<p>県条例の確定後の翌々年度4月以降の改定を希望する。(R5年度の条例改定ならR7年度4月以降)</p> <p>【理由】受水事業体は、企業局が改定する浄水費確定後に、料金改定の必要性及び改定料金の検討、料金審議会等を経て、市民への十分な周知を行う期間も必要であるため、最短1年以上必要である。</p> <p>企業局と受水事業体の料金改定の施工日がズレると、その間、各受水事業体は水道利用者から必要な利用料金を徴収出来ず、内部留保からの支出となり、赤字決算となる。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>浄水費の値上げについては評価委員から指摘があったように、経営状況悪化に関して、電気料金高騰以前から把握できていたはずで、その部分に関しては企業局の対応の遅れから3割という大幅な値上げとなっていると推測される。</p> <p>県民生活も企業局同様に電気料金高騰のダメージを受ける中、企業債残高を現在水準に留める為の内部留保資金増大まで今回の値上げに反映させるのではなく、この部分に関しては次回改定時(令和10年度以降)に先延ばしするべきと考える。今後、4年おきに改定を検討するのであれば企業債残高における上昇分もその際に検討可能と思われる。(以前頂いた資料からすればH28~R4にかけて100億程度減っていると思われる。)</p> <p>今後も電気料金だけでなく他物価も上昇が予測される中で、人が生きていくために一番重要な水に関する値上げは出来るだけ最小限とし、16か月連続マイナスを記録する実質賃金の改善状況も踏まえ、段階的に上げていくべきと考える。</p> <p>→ 回答No.7、2、3をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	有	<p>①評価委員の中に受水自治体代表との事で那覇市が選定されているがどういった経緯からなのか知りたい。他事業体は知っていたのでしょうか?事業体代表ということであれば我々の声をしっかりと評価委員会の中に届けて頂かなければならないが、そういった説明は一切聞いていない。また、企業局が選定し、那覇市へ依頼したとするならば、他事業体にも評価委員会を傍聴する権利があると思われる。(実際に他事業体は今回の説明会でしか状況の把握が出来ていないのではないかと)</p> <p>→ 回答No.8をご確認ください。</p> <p>②本来、受水費の値上げに関しては経営戦略の中でしっかりと投資・財政計画を示し、その中で時期及び全体の必要額等を謳うべきではないか。そうでなければ受水事業体(利用者等)は企業局の計画を精査する事が出来ず、議論が出来ない。</p> <p>→ 回答No.9をご確認ください。</p> <p>③本アンケートを取りまとめ、それらの意見に関し回答して頂きたい。また、全事業体分の内容についても同様に行い、その内容を全事業体で共有して頂きたい。また評価委員会の中でも同様の扱いを要望したい。</p> <p>→ 回答No.10をご確認ください。</p> <p>④本アンケートは、受水事業体にとって初めて意見できる場であるが、本意見の扱いはどのようにされるか。評価委員会に報告し、軌道修正される事を望む。</p> <p>→ 回答No.10をご確認ください。</p>
				②	改定時期	早くてもR7.4	
				②	改定率見込	20%程度	
4	名護市	<p>・改定時期を令和6年4月1日とすることについて、市町村が料金改定に向けて動き出すには、沖縄県の条例改正が確定(可決)した後になることとなります。</p> <p>市町村が行う条例改正の各手続きについては、動き出しから最低でも約1年半の期間を要するものと考えておりますので、沖縄県企業局がこの度予定している改定時期に対応することは困難であります。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>・改定額(率)がそのまま受益者の負担増に繋がることから、改定額(率)を出来る限り抑制し、経営状況を確認しながら段階的に改定していただきたい。</p> <p>→ 回答No.2をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	未定	<p>公営企業会計は独立採算の原則となっているが、沖縄県の地域性及び沖縄本島以外の離島振興に資することなど、沖縄県の特殊事情を考慮した「基準内」繰入金の仕組みを整備するなど、他の財源確保を検討していただきたい。</p> <p>→ 回答No.2をご確認ください。</p>
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
5	糸満市	<p>性急すぎる。受水費が3割値上がりすると、水道料金への転嫁も必要になると考えるが、料金改定の有無や料金決定には様々な視点から検討・調整する必要があるため、残り期間で判断・決定するのは難しい。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>受水費が3割値上がりすると、本市では約2億5千万の支出増となり、その増額分だけで年間利益を大幅に超えるため事業運営が難しくなることと、昨今の物価高騰や電気料金値上げなど住民負担が続いている中、更に水道料金の値上げとなると市民への負担が大きすぎることから、改定額3割増の案は厳しいと考える。</p> <p>値上げ3割は大きすぎだと感じます。</p> <p>→ 回答No.2をご確認ください。</p>	③	直近の改定時期	H16.4.1	
				③	" 改定率	-1.79% ※水量段階を変更した影響	
				①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期	—	<p>資料配布されなかったスライド資料について、配布をお願いします。</p> <p>→ 回答No.5をご確認ください。</p>
				②	改定率見込	—	
				③	" 改定率		

R5.9.28に開催した第1回受水事業体説明会後に受水事業体から提出された意見

No.	事業体名	1. 改定時期に関する意見と理由	2. 改定額に関する意見と理由	3. 料金改定の予定		4. その他	
6	沖縄市	<p>今回ご説明がございました「企業局水道料金改定」における本市の影響額としましては、約5億円から6億円と試算しております。本市の財政状況から勘案いたしますと、影響額分については本市水道料金の値上げが必要であり、条例改正が必須となっております。</p> <p>本市及び他市町村においても同様であると存じますが、市民負担の増加に対する案件に関しては、議会への説明及び市民への十分な周知期間が必要であり、現在の説明資料の内容で令和6年4月1日施行とするには、あまりに拙速であると考えております。</p> <p>ちなみに令和2年度に下水道使用料の改定を行った場合においても、議会への説明を開始してから約1年半以上をかけて改定を行っております。</p> <p>各市町村の実情を考慮していただき、施行時期については再度ご検討していただきますようお願いいたします。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>ご説明がございました3割増の改定率につきましては、企業局の財政状況を試算されての改定率であることは認識しており、各事業体におきましても同様で、費用の増加により経営状況は逼迫しております。その上さらに水道事業費用の大部分を占める浄水購入費が3割増ということになれば、将来の建設改良等の費用を考慮した場合、3割以上の料金改定が必要となります。そうした場合、市民県民の皆様におかれても家計が逼迫している中、さらなるご負担をかけることになるため、市民県民理解は得られないと思っております。</p> <p>つきましては、各種補助金の活用や長寿命化計画の再考、また広域化に関する増額費用を離島振興における一般会計からの負担金などで賄えないかなど、再度ご検討いただき、可能な限り改定率を圧縮していただきますようお願いするとともに、段階的な改定についても考慮していただきますようお願いいたします。</p> <p>→ 回答No.2、3、4をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	未定	<p>3. の「料金改定の予定」につきましては、現時点における情報では首長調整及び議会調整を行なっていないことから未定としておりますが、浄水購入費の支出増にあわせて遅滞なく料金改定を実施しなければならないと考えております。</p> <p>各事業体の実情も考慮していただき、改定開始時期と改定率につきましては、改めてご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>県議会等で使用する資料がどのようになるのか把握したいため、使用予定の資料の情報提供よろしくお願いたします。</p> <p>また、議会への説明内容や意見交換の状況も可能な範囲で議事要旨などでもよいので情報提供していただきたい。</p> <p>→ 回答No.17をご確認ください。</p>
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
7	豊見城市	<p>当事業体で料金を改定する場合、素案作成～審議会～議会対応～周知期間を考えると、実際の料金に反映させるまでに1年程度の期間を要する。</p> <p>企業局の決定（議決）のスケジュールから考えると、改定はR7.4.1以降にしていきたい。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>値上げはやむを得ないと思うが、支出の内容によっては知事部局からの繰入等で対応できるものはないか調整を進めて少しでも安価に抑えていただきたい。</p> <p>また、改定時期との兼ね合いもあると思うが、段階的な改定も検討していきたい。</p> <p>→ 回答No.2、3をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	未定	<p>同じ公営企業として県の苦しい状況も理解できるが、料金値上げは最終的に各事業体の利用者の負担増につながる。それぞれの地域で理解が得られるような内容にしていきたい。</p> <p>→ 回答No.18をご確認ください。</p>
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
8	うるま市	<p>企業局水道料金の改定が決定した場合、本市水道料金も改定を行う必要がある。</p> <p>本市では、料金改定を行う場合、外部審議会での審議、議会への説明・議案提出、市民への広報活動を行う必要があるため、令和6年4月1日の改定時期では、料金改定への業務期間が確保できないため、令和6年4月1日の改定時期は反対です。</p> <p>※議会への料金改定案の上程は、県議会定例会の条例改定議案の可決後の市議会定例会となるので、市議会定例会可決後の市民への周知期間3か月以上を踏まえ、令和7年4月1日以降の改定時期とする必要があります。</p> <p>料金改定に伴うスケジュールは、以下のとおりです。</p> <p>1. 外部審議会の開催（3回～4回開催。3か月～4か月の期間）</p> <p>※料金改定の必要性及び料金単価改定表の審議、市民への広報方法の審議など</p> <p>2. 議会への料金改定案の上程。</p> <p>3. 市民への広報活動（周知期間は最短で3か月は必要）</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>沖縄県の料金単価の水準は、全国平均より高い状況にあり3割増の改定額は、約4億円の受水費増額となり大変負担が大きい。各家庭の水道料金への反映（料金値上げ）は避けられない。また、市民に対して大幅な改定率に伴う急激な使用者負担増は避けるべき配慮が必要ではないか。</p> <p>県の施設の老朽化・耐震化への対応等による料金改定の検討と同様に、本市においても、施設の老朽化・耐震化等に対応するため、料金改定の検討を予定している。県が3割程度値上げする場合、県料金値上げの影響分とあわせて市も施設の老朽化・耐震化等に対応するため料金値上げが必要となる場合、さらに市民負担が増えることになる。料金改定の理由は理解できるが、県料金単価の3割増は、大きな値上げ幅であり、改定幅を下げてほしい。</p> <p>→ 回答No.2をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	未定	<p>今回の県企業局の料金単価改正は、県内市町村の水道事業経営への影響が大きく、沖縄県全体の水道事業のあり方、県広域化・広域連携にも影響が生じると考える。</p> <p>県民・市民に対して、水道サービスを安定的・持続的に提供するためには、多額の費用がかかることを十分に説明し、受益に応じた適切な負担水準・適正な水道料金の水準について、啓発する必要がある。</p> <p>→ 回答No.11をご確認ください。</p>
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
9	南城市	<p>改定については、料金改定に準備期間（議会説明、料金改定額、市民周知）に時間を要することから最低1年間の猶予をもってほしい。また、来年に改定をすることになると、次年度から収支が赤字になることが予想されるので、受水団体の事情を勘案したうえで値上げの時期を令和7年度以降に延長を検討してほしい。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>沖縄県の関係部局と調整の上、経済対策事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点交付金）を活用し、改定額幅をさらに値下げしてほしい。ロシア・ウクライナ侵攻で物価が高騰しており、急に3割値上げになると市民からも理解を得られない。また、水道ビジョンと経営戦略、水道事業基盤整備計画等を見直すため、現時点での3割は乱暴すぎると考えています。</p> <p>→ 回答No.2をご確認ください。</p>	①	料金改定の有無	未定	<p>9月末に新聞報道で料金改定の方針（案）を知り、市町村は困惑しています。さらに11月に県議会定例会に料金改定案を提出するのは、受水市町村に対して、配慮が足りないような気がします。企業局は経営戦略を見直したうえで、自治体等の経営状況も踏まえ、改定時期を調整し、経営難になることがないように段階的に値上げをご検討頂きますようお願いいたします。</p> <p>→ 回答No.12をご確認ください。</p>
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
10	今帰仁村	<p>・改定が急すぎる。対応できない。</p> <p>・最低でも1年は欲しい。</p> <p>→ 回答No.1をご確認ください。</p>	<p>・近年の物価、電気料の上昇に伴うものなので仕方のないことだと思う。</p> <p>→ 回答No.18をご確認ください。</p>	③	直近の改定時期	R4.6	
				③	改定率	14%	
				③	料金改定の有無	未定	

R5. 9. 28に開催した第1回受水事業体説明会後に受水事業体から提出された意見

No.	事業体名	1. 改定時期に関する意見と理由	2. 改定額に関する意見と理由	3. 料金改定の予定		4. その他	
11	恩納村	水道料金については、先送りをお願いしたい。 ・コロナ禍において、水道事業収益の大幅な減収で経営状況に支障を来す恐れがある。 ・原油価格・物価高騰の影響で本村は、水道料金基本額（5ヶ月免除）をこの2年間実施している中、料金改定には無理がある。 → 回答No.1をご確認ください。	・コロナ禍、物価高騰の影響、老朽化施設整備実施により企業経営運営は、この数年厳しい状況が続くと予想される事から本村としては、改定額案の見直しと先送りを強く要望致します。 → 回答No.1、2、3をご確認ください。	①	料金改定の有無	無	コロナ禍・物価高騰の中、村民生活への影響や議会の合意形成を考慮すると料金改定については、困難を伴うと懸念される。 → 回答No.18をご確認ください。
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
12	金武町	沖縄県企業局は令和4年度から、燃料高騰、水道施設の更新事業、または水道広域化を見込んだ企業局用水の料金改定について受水事業体に発信しております。町はこれを受けて令和5年度から、経営計画に基づいた財政シュミレーションを作成しており8%程の改定率で検討していました。しかし令和6年4月から企業局用水が3割上がるということは驚きであり、町の現行料金では令和6年度決算時試算9千万程の欠損が見込まれます。 町も料金改定が必要と考えるが、今年度中で令和6年4月適用の料金改定の条例改正議案の上程には、住民はもとより「水道事業推進審議会」及び議会への説明を行わなければならないと、短期間での準備が困難と思われる。 しかし、沖縄県企業局の財政事情もよく理解していることから水道料金の料金改定は避けられないことだと認識しているところ。こういったことから沖縄県企業局の料金改定時期を令和6年4月適用ではなく少し先送りできないか、またはこの6ヶ月後に料金改定率3割程度というのは急激な上り幅であることから2割以下にできないのかを望みます。 → 回答No.1、2をご確認ください。 あと、4年毎の料金水準の見直しを行うにあたって、燃料、物価等の下落や建設費用の抑制が図られれば企業局用水の料金単価も下がることも視野にいれるのでしょうか。 → 回答No.13をご確認ください。		①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
13	伊江村	改定時期を1年程度先延ばしにしたい。去った説明会において他事業体からもありましたように、本村においても料金の算定に時間を要する事や、住民及び議会へ説明するにあたり、企業局の料金改定以外の理由について説明資料を用意する時間が必要。 → 回答No.1をご確認ください。	改定額について、一水道事業者としては算出根拠に裏付けられた料金の増額は致し方ないと理解します。できる限り末端使用者の負担軽減を考慮し、精査して頂きたいと考えております。 → 回答No.2をご確認ください。	①	料金改定の有無	有	
				②	改定時期	R7.3	
				②	改定率見込	料金形態の変更を検討	
14	読谷村	料金改定にかかる条例改正等に時間を要すること、また、契約者への周知期間を考慮すると、改定時期を1年程度延期することが望ましいと考えてます。 → 回答No.1をご確認ください。	これまで長期間改定が行われなかったことの影響から金額の上昇幅は大きく、負担感は大いと感じるが、説明であった動力費や建設工事費の上昇に対応するためには必要なことと理解はできる。今後の見直しをもって徹底した周知をお願いしたい。 → 回答No.18をご確認ください。	①	料金改定の有無	有	これまでも企業局においては、経費の節減に取り組まれていると存じますが、今後においても、引き続き努力をお願いします。 → 回答No.14をご確認ください。
				②	改定時期	未定	
				②	改定率見込	未定	
15	嘉手納町	・反対 【理由】 ・あまりにも早すぎる。経営状況のシミュレーション、改定幅の検討、改定の手続き（庁議、例規審議会、議会、システム改修、町民への周知等）に最低でも約2年は要するため。 → 回答No.1をご確認ください。	・反対 【理由】 ・本町は、令和6年4月1日に10%増の料金改定を実施するため、さらに3割増の改定は、町民、議会の理解を得ることは大変困難である。 → 回答No.2をご確認ください。 ・3割改定後の収支が不明。 → 回答No.5をご確認ください。	①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
16	北谷町	今年5月の新聞報道では、改定に向けて、県の条例改正案は24年以降と報道があったが、今回（9月）は、早ければ条例案は11月定例会に提出、改定時期は令和6年4月1日予定と示された。一方で、今回の説明会で料金改定に係る各費用については引続き、精査していくとの説明でした。 ・具体的なスケジュール、料金改定額を明確に示してほしい。（経営状況の判断、検討に必要な期間が必要である。） ・具体的には、11月から新年度（令和6年度）予算編成が始まるが、適切な予算計上が難しいスケジュールとなる。 → 回答No.5をご確認ください。	・料金改定の背景の要因として、（2）沖縄県本島周辺離島が背景として示されているが、本島周辺離島8村（いわゆるstep1）は今回の算定期間（R6.4.1～R10.3.31）に、値上げ3割にどれだけの影響があるのか？ → 回答No.5をご確認ください。 料金改定の算定期間は（R6.4.1～R10.3.31）、step1は（H30.3月～R7年度）となっているので期間がずれている。 → 回答No.15をご確認ください。 ・料金改定のそれぞれの要因に対する影響額について具体的な割合について示してほしい。 → 回答No.5をご確認ください。	①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期	—	
				②	改定率見込	—	
16	北谷町			③	直近の改定時期	H29.4.1	
				③	改定率	基本水量 10m ³ (1,100円) → 5m ³ (525円)	

R5. 9. 28に開催した第1回受水事業体説明会後に受水事業体から提出された意見

No.	事業体名	1. 改定時期に関する意見と理由	2. 改定額に関する意見と理由	3. 料金改定の予定		4. その他	
17	北中城村	説明会での他事業体（那覇市等）と同様意見。 → 回答No.1をご確認ください。	提案された額での検証ができていない。 → 回答No.5をご確認ください。	①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期 改定率見込	— —	
				③	直近の改定時期 " 改定率		
18	西原町	改定時期をのばすことはできないか。 受水事業体としても料金改定の検討期間がほしい。 → 回答No.1をご確認ください。	国・県の支援を受けながら、段階的に増額できないか。 急な増額は地元議会、住民の理解を得られるか不安である。 → 回答No.2、3、19をご確認ください。	①	料金改定の有無	未定	県民に対し、改定の情報発信（マスコミなど）、理解をもとめてほしい。 → 回答No.11をご確認ください。 国・県への支援も要請してほしい。 → 回答No.2をご確認ください。
				②	改定時期 改定率見込	— —	
				③	直近の改定時期 " 改定率	消費税増額分	
19	与那原町	今回の新聞報道及び説明会を受けて、あまりにも急な話と言わざるを得ない。 本町で試算したところ、今回の改定により次年度の決算は赤字となる見込みである。 そのため、住民に負担いただいている水道料金の値上げを検討する必要があり。検討期間や、住民ならびに議会への理解を得るために1年以上の期間を要すると思われる。 令和6年度当初からの改定では到底間に合うものではなく、受水事業体だけではなく水道を使用する県民全体への配慮を考えて時期を改めていただきたい。 → 回答No.1をご確認ください。	物価上昇・燃料費高騰の折、値上げ幅が大きいと考える。4年間のギリギリ経営できるレベルでの値上げと説明があったが、急激な増額となれば使用者への説明、議会対応等がより困難になると予想される。対応を誤れば受水事業体の経営破綻を起こしかねないため、説明会で指摘されていたように、入念かつ最大限の補助金活用や知事部局との調整を行い、値上げ幅の緩和を行っていただきたい。 → 回答No.2をご確認ください。	①	料金改定の有無	未定	改定理由の大きな理由の一つに燃料費高騰が挙げられていたが、燃料費が下落安定した場合はその分の減額改定を行う余地があるのかお伺いしたい。 → 回答No.13をご確認ください。
				②	改定時期 改定率見込	— —	
				③	直近の改定時期 " 改定率		
20	南部水道企業団	水道水の安定給水を継続するために、改定が必要だと理解はしたが、あまりにも改定時期が早すぎるので延期してほしい。 県企業局は、用水単価の値上げによって、受水事業体を受ける負担を極力軽減できるように配慮すべきで、そのため、事業体の料金改定検討期間、審査期間、改定案上程、議決、需要者への周知期間を与えるべきです。 また、企業団議会議員もこの件について関心が高く、値上げとなると、住民に与える影響は大きく、周知期間（最低でも6ヶ月～1年）を設けたうえで、検討してほしいと言われている。 → 回答No.1をご確認ください。	他の水道事業体の意見と同じように、国の交付金等を活用して、改定額を縮小させてほしい。 また、企業債を増やしても約3割程度の改定になるのか？ → 回答No.2をご確認ください。 住民（または各水道事業体）に単年度経営赤字を見せないと、値上げに納得しないのではないかと。 → 回答No.16をご確認ください。 料金算定期間を4年とするなら、次期3割値上げとせず、今後4年サイクルで必要額を値上げする緩和措置を講じるべき → 回答No.18をご確認ください。	①	料金改定の有無	有	なし
				②	改定時期 改定率見込	6ヶ月後 企業局改定額による	
				③	直近の改定時期 " 改定率	H5.9	
21	粟国村	令和6年4月改正は時期尚早と考えている。 理由として、電気料の値上げや建築費や資材等の急激な高騰の影響も理解できるが、村内で料金改定の検討を要する期間を考慮すると、事業体説明会から1年（令和6年10月施行）程度あった方がよい。 → 回答No.1をご確認ください。	県が慎重に試算した結果だと考えるので、特に意見なし	①	料金改定の有無	未定	平成30年度からの水道広域化事業により、本村の水道料は本島並みに安価で供給できるようになり、沖縄県に対して大変感謝している。
				②	改定時期 改定率見込	— —	
				③	直近の改定時期 " 改定率		
22	座間味村	水道広域化事業や施設の老朽化により料金値上げはしょうがないと感じますが、実施時期が令和6年度からと急なもので、自治体の水道料金値上げ検討や条例改正準備等を考慮して令和7年度からにして頂きたい。 → 回答No.1をご確認ください。	特になし	①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期 改定率見込	— —	
				③	直近の改定時期 " 改定率		
23	伊平屋村	なるべく早い時期が良いが良いと思います。 → 回答No.18をご確認ください。	伊平屋村は特に問題ありません。	①	料金改定の有無	未定	
				②	改定時期 改定率見込	— —	
				③	直近の改定時期 " 改定率		